

お詫びと訂正

弊社刊行の『見て覚える！精神保健福祉士国試ナビ〔専門科目〕2027』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2026年8月28日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備 考
127 頁	保険料の免除・猶予制度の表中、「産前産後」欄「国民年金」中	●産前産後期間（原則 4 か月）に続く、子どもが 1 歳になるまでの最大 9 か月間、国民 <u>健康</u> 保険料を免除（2026（令和 8）年 10 月から）	●産前産後期間（原則 4 か月）に続く、子どもが 1 歳になるまでの最大 9 か月間、国民 <u>年金</u> 保険料を免除（2026（令和 8）年 10 月から）	2026/8/28 更新